

発議案第1号

君津市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月23日

提出者 議会運営委員長 高橋 明

君津市議会議長 鴫田 剛 様

提案理由

本会議や委員会への欠席事由等の明文化及び請願に係る押印規定の見直しを行うため、君津市議会会議規則の一部を改正しようとするものである。

君津市議会会議規則の一部を改正する規則

君津市議会会議規則(昭和45年君津市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第83条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第135条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



4 省略

5 省略

3 省略

4 省略